

E T C 2.0 車載器購入促進助成金交付要綱

(平成 29 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、国における平成 27 年度補正予算により、E T C 2.0 搭載車を対象に、高速道路料金の大口・多頻度割引最大 50%が継続されることとなり、今後もより一層の輸送効率化が図られることから、E T C 2.0 車載器を購入した会員に対して助成金を交付する。

(対象車載器)

第 2 条 助成の対象となる車載器は、I T S-T E A ((一財) I T S サービス高度化機構) が認定した E T C 2.0 車載器とする。

(助成対象者及び装置対象車両)

第 3 条 助成対象者は、コーポレートカードを利用する会員とし、平成 29 年 4 月 1 日以降、新たに E T C 2.0 車載器を購入して長野県内ナンバーの事業用貨物自動車に装着した場合で、協会費対象台数以内とする。

(助成交付額)

第 4 条 車載器 1 台につき 県ト協助成分 4,000 円を交付する。

(1) N E X C O における助成を受けた車載器も助成対象とする。

但し、国土交通省が実施した「E T C 2.0 車両運行管理支援サービス」の社会実験において購入支援を受けた車載器については、助成対象としない。

(2) 割賦・リースにより E T C 2.0 車載器を導入した場合は、助成対象としない。

(3) 予算の範囲内で受付け順に助成する。(予算超過時点においては、装着日付の早い順とする。)

(助成期間)

第 5 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月末日までに装着を完了し、支払い等が終了したもの。

(助成金の申請)

第 6 条 E T C 2.0 車載器を購入した会員は、別紙 E T C 2.0 車載器購入促進助成金交付申請書により添付書類とともに県ト協会長に対して申請するものとする。

但し、申請の最終期限は平成 30 年 3 月 5 日とする。

(助成金の交付)

第 7 条 県ト協は、交付申請書の提出を受けたときは、速やかに申請書の内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、第 4 条に定める助成金を交付する。

但し、原則として 1 ヶ月分をまとめて翌月初旬に振り込むものとする。

(助成の条件)

第 8 条 申請時において、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には助成を行わない。

(財産の処分制限)

第9条 交付対象となった車載器が購入の日から起算して1年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を受けた場合はこの限りではない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱の定めのあるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。